

議案第27号

つくば市介護保険条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成28年2月24日

つくば市長 市原 健一

つくば市介護保険条例の一部を改正する条例

つくば市介護保険条例（平成12年つくば市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「前7日」を削り、「支払に係る月の前前月の15日」を「支払日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

つくば市介護保険条例（平成12年つくば市条例第36号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条—第10条（略） (保険料の減免)</p> <p>第11条（略）</p> <p>2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限_____までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払日_____までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) — (3)（略）</p> <p>3（略）</p> <p>第12条 以下略</p>	<p>第1条—第10条（略） (保険料の減免)</p> <p>第11条（略）</p> <p>2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限<u>前7日</u>までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の<u>支払に係る月の前前月の15日</u>までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) — (3)（略）</p> <p>3（略）</p> <p>第12条 以下略</p>